

平成26年3月11日

取引先各位

株式会社 丸山工務所
(総務・経理部)

消費税率引き上げに伴う、注文・請求の取り扱いについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

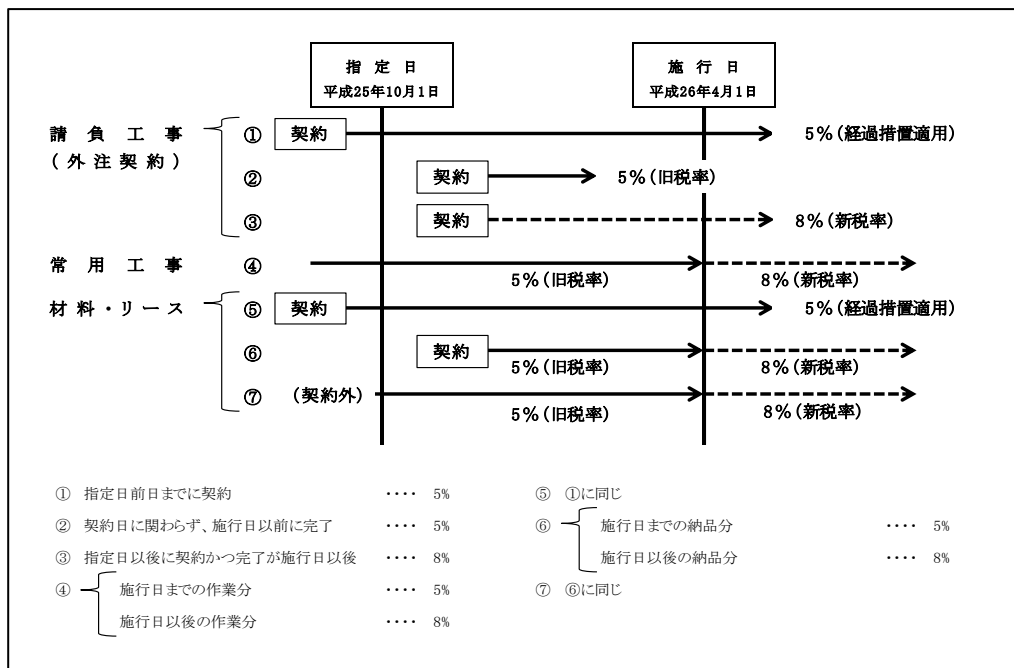
さて、平成26年4月1日の改正消費税法の施行に伴いまして、協力業者の皆様との取引における消費税の扱いについて下記のとおりご案内させていただきますので、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 新旧税率及び経過措置について

新旧税率及びそれらの経過措置については下図のとおり取り扱いとなります。

付図：取引内容別新旧税率の取り扱い



2. 発注契約について

注文書に記載される消費税相当額は以下のとおりとします。

発効日が平成26年3月31日まで 一律5% (発注システム対応まで)
4月1日以降 一律8%

ただし、付図 - ③、⑥に該当の場合、4月分支払より 注文書記載の消費税額に関わらず、8%分の消費税額をお支払します。

また、③に該当する場合で、3月分支払まで5%分の消費税を支払っていたものは、4月分支払以降に 消費税差額をお支払します。

3. 請求及び支払について

請求に係る消費税率は、以下のとおりとなります。

3月20日締、4月11日支払分 …… 一律5%でご請求ください。
(付図 - ③に該当の場合の扱いは下記)

4月20日締、5月11日支払分 …… 別紙「請求・支払における消費税率分類フロー」
に従ってご請求ください。

4. 消費税差額の支払いについて

指定日以後契約かつ施行日以後引渡しの契約（付図 - ③）についての取り扱いは以下の例のとおりとします。

【例】 注文日付 平成26年2月15日 完了予定 平成26年4月15日
注文金額 1,000,000円 消費税額表記 5% (50,000円) の場合

《第1回》 3月20日締 出来高 60%
 $1,000,000 \text{円} \times 60\% (\text{累計出来高}) \times 90\% (\text{請求上限}) = 540,000 \text{円}$
 消費税(5%) 27,000円
 (合計) 567,000円

《第2回》 4月20日締 出来高 100%
 $1,000,000 \text{円} \times 100\% \times 90\% - 540,000 \text{円} (\text{受領済}) = 360,000 \text{円}$
 消費税(8%) 28,800円
《消費税差額》 540,000円(受領済) × 3% = 16,200円
 (合計) 405,000円

《第3回》 5月20日締 保留金 10%解除
 $1,000,000 \text{円} - 900,000 \text{円} (\text{受領済}) = 100,000 \text{円}$
 消費税(8%) 8,000円
 (合計) 108,000円

請 求 書 (総括表)

株式会社 **丸山工務所** 御中

下記の通り請求致します。

額(税込み)	多	4	0	5	0	0	0
	多						

工 事 名 (略称)	※	金 額
〇〇〇邸新築工事	※	360,000
消費税 (8%)	※	28,800
消費税差額	※	16,200

以上の様に、3月20日締は消費税5%で請求し、翌月以降に差額を請求してください。

また、消費税差額については、当社の指定請求書の場合は左記のように、総括表に別記してください。

5. その他留意点

4月20日締以降の請求時に消費税額が5%のものと8%のものは、それぞれ請求総括表を分けて作成してください。

既に発行した注文書について、原則 内容の変更、追加発行・再発行等は致しかねます。この文書をもちましてご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

○お問い合わせ
〒948-0101 新潟県十日町市稲葉 456-1
株式会社 丸山工務所 総務・経理部
TEL 025-757-8125 (代) FAX 025-752-5875